

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. ホスピスで高齢者が亡くなった場合の小規模宅地等の特例
2. 税務カレンダー（2025年7月、8月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



## 経営者の名言シリーズ

他社がまねするような商品をつくれ

早川徳次（シャープ創業者）

※経営者100の言葉より引用

### ホスピスで高齢者が亡くなった場合の小規模宅地等の特例

#### ◆ホスピスとは

日本ホスピス緩和ケア協会の案内によると、ホスピスとは、がんなど難病で治療が困難となった患者さんとその家族のために医師・看護スタッフがチームで緩和ケアを実施する施設です。1960年代にイギリスで発祥し、これまで医療が担ってきた「検査・診断・治療・延命」ではなく、終末期医療の患者さんの痛みと不安を和らげ、患者さんに寄り添い、本人と家族のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上を目的としています。

緩和ケアは在宅で受けることも可能ですが、高齢者の場合、近年は子供世帯の負担の大きさから病院内の緩和ケア病棟や地域で医師と連携できる有料老人ホームなどがホスピスとして利用されています。

#### ◆小規模宅地等の特例適用は条文等から判断

高齢者の方がホスピスで亡くなった場合、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地）の適用関係について、税法にはホスピスという用語は出てこないため、国税庁の質疑応答事例や条文などから判断します。

病院で亡くなった場合、質疑応答事例では、病院の機能等から居宅で起居しないのは一時的なものであり、入院後、居宅が他の用途に供されたような特段の事情がない限り、生活の拠点は居宅にあり、小規模宅地等の特例

の適用対象になるとしています。したがって緩和ケアで病院に入院していた場合も同様の扱いとなるものと思われます。

次に、有料老人ホームで緩和ケアを受けていた場合は、租税特別措置法第40条の2第2項の要件に該当するかを確認します。すなわち、被相続人が相続開始直前において①要介護または要支援状態にあること、かつ、②老人福祉法第29条第1項に定める施設であること、そのうえで自宅の生活資材はそのまま、賃貸や事業の用に供していないなどの要件を満たせば、小規模宅地等の特例の適用対象になります。また、特別養護老人ホームなど他の施設の場合でも、各法令で定める施設に該当すれば、同様に小規模宅地等の特例の適用対象になります。

#### ◆有料老人ホームの確認方法

有料老人ホームの事業者は、事業所の設置に際し、事前に都道府県知事に届出が義務付けられ、公開されています。また、契約に際して交付される重要事項説明書の記載をもとに事業内容を確認することもできます。小規模宅地等の特例適用について判断する際は、上記①②の要件を満たしているかをしっかり確認しましょう。

## 2025年7月の税務

7月10日

●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

●所得税の予定納税額の納付（第1期分）  
●5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞  
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

## 2025年8月の税務

8月12日

●7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月1日

●6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞  
●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
●12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付（第1期分）（8月中において都道府県の条例で定める日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）（8月中において市町村の条例で定める日）

## おススメ書籍のご紹介

99%が知らない「行動」を科学する

### 「なまけもの」のやる気スイッチ



ジャンル 自己啓発・マインド

著者 内藤 諒人

出版社 総合法令出版

出版日 2023年12月19日

評点

総合 3.5  
革新性 3.0

明瞭性 3.5  
応用性 4.0

「やらなきゃいけないことがあるけど、あと少しだけ……」と思いながら、ついついスマホを片手にダラダラしてしまう。それは、「なまけもの」だからなのか。それとも、そもそもやる気がない人間だからなのだろうか。

やるべきことを先延ばしにし、ついダラダラしてしまう原因は「やる気の出し方を知らないから」である——。本書『「なまけもの」のやる気スイッチ』では、そう指摘している。本書では、やる気がないときにも、効果的にやる気スイッチを入れる方法を、科学的な裏付けをもって紹介している。

「やらないといけなのはわかっているけど、最初の一歩がなかなか踏み出せない」という経験は誰にでもあるだろう。さらに「はじめてはみたけれど、続かない」という悩みもあるかもしれない。そんな悩みを抱える人は、まずは本書を読み、紹介されている方法を試してみよう。きっとあなたにピッタリの「やる気スイッチを入れる方法」が見つかるはずだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091